

2009年12月1日

厚生労働省ヒアリング

障害者自立支援法訴訟原告団・弁護団プレゼンテーション

さいたま弁護団主任弁護士 柴野 和善

私たちは、障害者自立支援法が、憲法に違反するとして、訴訟を提起している障がい者の原告団及びその弁護団です。

原告らは、全国の障がいのある人たちのために、やむにやまれぬ思いで、訴訟を提起するに至りました。その原告らの個々の思いは、配布した陳述書に綴られています。是非ともすべてお読みください。

では、その原告らを提訴の決意に至らせた障害者自立支援法の問題性の指摘とともに、障がい者福祉について意見します。

1 障がいのある人の尊厳の侵害

「応益負担」と呼ばれる、障がいのある人に利用料の一割といえども負担を強いる制度は、障がいのある人の人格そのものを否定し、その尊厳を傷つける制度です。

応益負担制度は、障がいのある人に対して、生きていくことに不可欠なこと、当たり前に生活することに課金をしています。障がいのある人は障がいがあるが故に、生きていくために利用料負担を強いられています。その利用料を払うたびに、「なさない」と自己の障がいについて自責の念を抱く障がいのある人が実際にいます。障がいがあることが自己責任である、と障がいのある人自身に感じさせている厳然たる事実があります。

障がいのある人の尊厳にふさわしい生活を保障する障害者基本法、また障害者権利条約にも反している制度です。

2 障がいのある人が福祉を受けることは単なる「商品」ではない

応益負担の底流に流れるのは、福祉を、「益」、「商品」とした考えです。

障がいのある人が、福祉支援を受けることは、決して贅沢をしているわけではありません。障がいのある人は、福祉支援を受けて、生きているのです。「生きている」、それは、単に生物学上「生かされている」のではなく、自らが自分らしく「生きている」ことを言っています。

応益負担は、障がいが増ければ、重いほど、負担も大きくなります。働くことにも利用料の負担を強いています。その不合理は、明らかです。

福祉を商品とする考えは、施設報酬の日払い制度にも繋がっています。報酬が日払いとなり、施設運営が困難に陥っているという話も聞かれます。障がいのある人が、その尊厳にふさわしい安心した生活ができるためには、支援者との信頼を基礎とした人的関係が不可欠です。その関係が、商品と対価に分断されたのです。障がい者福祉にあたってその専門性を備えた人が施設に定着しづらいしくみにもなって

います。日払い制度による事業経営の影響を気遣う利用者が体調の不良を押して利用するといった実態もあります。また、事業安定を重視するあまり、毎日通所可能な人を優先的に利用者とする事となれば、より福祉支援を必要とする重度の障がいのある人が排斥されてしまうしくみになっています。福祉を商品とした弊害です。

個々の障がいのある人に適した福祉の提供のための社会環境はとても十分とはいえません。一人の障がいのある人が利用できる施設が複数存在し、選択できるという前提状況はないというのが現状です。つまり、日払い制度が障がいのある人の選択肢を広げるという実態はほとんどありません。

本来、障がいのある人が、障がいのない人と同じく、尊厳ある人格として人間らしく生活していくための福祉は、公の責任です。

応益負担制度は、その福祉を商品として、その対価を公が給付する形をとり、自己責任として障がいのある人に一部を負担させるものといえます。障がいのある人は、その一部を負担する制度により、生きるために必要とする福祉そのものを受けられることを断念せざるを得ない状況にも追い込まれています。つまり、応益負担制度は、障がいのある人への福祉という公の責任を果たしていない制度といえるのです。

障がいのある人に所得保障をすれば、負担を強いることも許容できるかのような議論もあります。

しかし、現実には、障害年金だけが収入である障がいのある人にとって、現行の障害年金額で、実費も含めた負担に耐え、なお、人間らしい生活ができるということはとても困難な状況です。

また、障がいのある人に金銭さえ給付すれば、福祉が実現できたことにはならないことは明かです。弁当に代えて、弁当代を給付しても、適当な弁当屋がなければ、空腹のままなことと同じといえます。

3 負担についての当面の緊急の課題

支援費時代には負担がなかった障がいのある人の中には、障害者自立支援法により、利用料と食費など実費を負担するようになった人がいます。障害者自立支援法により負担額が増えている人がほとんどです。

そのため、結局、障がいのある人の家族が負担していることもあります。負担できずに利用を断念や抑制する障がいのある人もいます。負担をして、なんとか利用していても食費負担できない障がいのある人が、食事なしにすることもあとと聞きます。

働いて得られる工賃よりも高い利用料を支払っている人がいます。児童福祉施設で、障がいのある児童だけ、利用料の負担が生じています。障がいのある人でも65歳になると介護保険が優先適用され、利用料負担があります。

障がい者福祉の理念からすれば、そもそも障がいのある人の負担で障がい者福祉施策を行うことが不当ともいえます。障がいのある人の負担が従前の支援費時代を上回っていることは、いったん保障された憲法の生存権が害されているとの解釈も可能です。

そして、理念実現への一経過の現実的施策として、まずは、最も緊急に国が対応すべき課題は、市町村税非課税世帯についての負担をゼロとすることです。

先般の厚労省の利用者負担等の実態調査結果の報告からも、非課税世帯の負担増の不合理は明らかです。実態調査結果からすれば、食費等実費負担の大きさに注目すべきであり、利用者負担のみならず、食費等実費負担も含めて非課税世帯についての負担をゼロとすることが緊急の課題です。

これが、すみやかに実施されることが、障害者自立支援法の廃止という政権与党の合意内容が真に実現できるかどうかの試金石といっても過言ではありません。つまり、まずは、市町村税非課税世帯については負担をゼロとすること、それが財政的裏付けのある実効性が担保された形で実施されること、それが、すみやかに示されなければ、障害者自立支援法廃止という政権与党の合意に対する全国の障がいのある人の期待は、決定的に裏切られたことになります。

4 障害者自立支援法の現状の問題の解消へ

障害者自立支援法の現状の問題の解消に向けて、当面の現実的施策として、次のようなことが挙げられます。

- ・ 夫婦や未成年者の場合であっても本人だけの収入認定とすること
- ・ 生活保護基準の1.5倍の額を経費として収入から控除すること
- ・ 障がいのある人の就労支援施策や障がいのある児童に対する利用者負担の撤廃
- ・ 介護保険優先原則を廃止
- ・ 実費負担について支援費時代のレベルを上回らないものとする
- ・ 施設報酬について、障がいのある人の負担とならない形で、障がいのある人が安心して充実した福祉施策を利用できる、就労支援、介護、日中活動など地域生活の社会資源が維持できる報酬単価・事業体系の制度の確立
- ・ 雇用達成率に応じた報酬などの成果主義の廃絶
- ・ 就労移行の施設の通所期限の撤廃
- ・ 雇用労働部門と福祉部門の分断をやめた統合的な制度の確立
- ・ 難病、高次脳機能障害、発達障害など福祉を受ける必要がある人を「障がい」の範囲に含めること
- ・ 障害程度区分認定はやめ、個々の実情に即した福祉が得られる制度とすること
- ・ 必要な支給量に対しての財政支援のシステムを確立し、障がいのある人が安心して暮らせるだけの福祉を支給すること
- ・ 障がいのある人の状態と生活環境を踏まえ、本人や家族の意見を聴き、支給量を含め個別的な福祉の内容や水準を決めるケアマネジメントを実施し、利用計画を作成する制度の確立
- ・ 最重度の障がいの人でも当たり前で生活できる制度の確立

そして、障害者保健福祉施策について、介護保険制度との統合はしないことを明らかにし、障がいのある人に対する本格的な所得保障の確立（附則第3条でも明記されているがいまだ実行されていません）が不可欠です。

5 障がいのある人の基本的人権の具体的規定となる新法を

障害者自立支援法廃止後の新法は、障がいのある人の基本的人権の具体的規定でなければなりません。

まず、その制定のプロセスにおいて、障害者自立支援法の制定過程での過ちを繰り返さないために、次の事項の実現が前提といえます。

- ・ 基礎データの集積（障害者自立支援法の際は、障がいのある人の全国的な生活実態の把握、正確な国際比較も看過されていました）
- ・ 省庁間の連携・縦割り行政の克服（地域生活の確立には、住宅政策（国土交通省）、情報保障（総務省）、成年後見（法務省）、社会教育や文化面（文部科学省）の連携した施策が不可欠です。厚労省内福祉部署と労働部署の連携も不可欠です）

障がいのある人が、障がい福祉施策を利用することは、憲法第13条の個人の尊厳、第14条の法の下での平等、第25条の生存権、障害者基本法3条などのノーマライゼーション理念、政府が批准を準備している障害者権利条約の精神等に基づく、障がいのある人が当たり前の市民として平等に暮らすための基本的人権の行使です。

私たちは、障がいがあっても、その人らしく、いきいきと、安心して暮らしている、障がいのある人の基本的人権の具体的規定となる新法の確立を求めます。

司法の場に救済を求めざるを得ないほど、尊厳を傷つけられた障がいのある人たちのために、一刻も早い、障害者自立支援法の廃止とその新法の成立を望みます。

以 上

091201 政府・厚生労働省ヒアリング自立支援法訴訟原告発言原稿（家平悟）

障害者自立支援法訴訟原告の家平といいます。原告を代表して発言させていただきます。私たち訴訟原告は、現在70名おり全国14地裁で裁判をたたかっています。最初に今日ここに参加できなかった各地の原告より意見や思いを綴った陳述書をお配りしていますので、後ほどご覧いただければ幸いです。

さて、私たち訴訟原告は、障害者自立支援法によって導入された応益負担制度により生存権が脅かされる負担が強いられ、人間としての誇りと尊厳が奪われました。また、各地裁で闘われている裁判の中には、同法の影響によりヘルパー支給量を激減させられ、トイレにいくことさえままならないという人権を無視した実態の改善を求めた訴訟もあります。

この2つは、障害者自立支援法による人権侵害を端的に表しており、またこのことは、障害のある私たちだけになされている人権侵害であることから、私たちはこの悪法を絶対に許すことはできません。さらに、もっとも許しがたいことは、応益負担については、障害の重い人ほど負担が高くなるという障害者福祉にあるまじき考え方に立っていることです。それは、障害のある者と障害のない者との間に差別を持ち込んだだけでなく、障害のある者同士の間にも格差を持ち込んだことへの怒りです。

ゆえに私たち訴訟原告は、この国で障害があっても人間らしく生きる権利を獲得するために、応益負担の違憲性をはじめとした障害者自立支援法の諸問題を司法の場でも明らかにするために訴訟に立ち上がりました。

福岡の原告平島さんは、応益負担の利用料をはじめは月謝だと思っていたそうです。平島さんは、難病で身障手帳6級です。障害年金は認められていないため、月の収入は、作業所の給料8000円～9000円と月に数回の企業実習手当（1日2100円）のみです。国民に保障されている最低生活水準の生活保護よりもはるかに低い収入で生活をしているにもかかわらず、利用料と給食費で月8000円以上の負担が強いられ、自分の手元に残るお金はほとんどありません。悪法によるこんなひどい実態があるのです。平島さんは、利用料を月謝と思っていたけれど、作業所の仲間や職員と話し合ううちに、障害者自立支援法は障害者の生活を苦しめるとんでもない悪法だとわかり、「僕たちは施設に働きに来ているんだ。施設を利用しているのではない。」という心の叫びが訴訟に向かわせたといいます。

また原告の中には、重い障害があるために話すことができず、家族などが補佐人として訴えを代弁している人もいます。病院へのタクシー代や本人のこだわりによる高い水道代といった経費など、障害による特別な費用がたくさんかかっている上にさらに、利用料や給食費等の実費負担が重くのしかかっているのです。障害が重度なほど、いつまでたっても親が物心両面で支えなければ生きていけない、現行の貧しい障害者福祉施策への矛盾を切々と語っています。

そして私自身のことでは、現行の応益負担制度では、私が生きるために必要な支援を受けることに対して、妻＝配偶者にまで利用料負担が課せられます。私には、妻と4歳になる長男、そして先日生まれたばかりの赤ん坊がいますが、応益負担により家族全体の生活が苦しめられている実態は、夫として、父親として、許し難いものがあります。

このように、すべての原告は訴えます。なぜ、働きくことに利用料を払わないといけないのか。トイレやお風呂に入ること、移動やコミュニケーションに、なぜお金を払わされるのか。と、人間として当然保障されるべき権利を訴えているのです。私たちが望むことは、障害があっても障害のない人たちと同じように生きられる障害者福祉・法制度の実行です。これはすべての障害児者の願いではないでしょうか。

世界では、障害のある人の権利条約が発効され、どんなに重い障害があっても一人の人間として、障害のない同年齢の市民と同等の権利を実質的に保障するための具体的なとりくみがすすんでいます。しかし、わが国日本においては、現時点では、応益負担制度など、人権を無視した悪法の影響がさまざまな形で残ったままです。障害者自立支援法の廃止にあたっては、一刻も早く、応益負担を完全撤廃することこそ、障害者の人権を保障する一歩になると考えています。

「人権は決してお金で買うものではない！」障害者団体の間に、さまざまな考え方の違いがあったとしても、障害者の人権を守り、障害のない人たちと同等の暮らしをするための施策をつくっていききたい、という願いは共通しているはずです。

政権交代が行われ、障害者施策についてもこれまでの障害者自立支援法推進の立場から法を廃止し、当事者参画のもとでの新法づくりへと、大きく方向転換されました。

この方向については、私たち原告・家族は大いに歓迎していますが、実質的な廃止に向けての第一歩としては、必ず、平成 22 年度予算における暫定的な利用者負担の軽減等の実施を強く要望いたします。もし、この軽減が実施されないということになれば、廃止の公約が守られないことと同様ではないかとさえ思います。

そしてこの負担軽減の実施に当たっては以下のことを要望します。

- ①非課税者は無料としてください。
- ②負担軽減の収入認定は、障害児者本人のみの所得で判断してください。
- ③就労による所得は負担軽減の収入認定から除外してください。
- ④今回の暫定的な利用者負担の軽減については、障害福祉サービス、補装具、自立支援医療すべてに適用してください。
- ⑤施設の食費などの実費負担については非課税者は無料にするなど軽減してください。

またこの負担軽減については、あくまでも応益負担の廃止をさせる一歩に過ぎないことから、平成 22 年度予算における暫定的な利用者負担の軽減等を実施することと併せて、法の応益負担条項である 29 条、58 条、76 条などの撤廃を含め、応益負担の完全撤廃に向けた道筋を示していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

一方、私たちが懸念することのひとつに旧与党が提出した改正案の再提出の動きがあることです。この改正案については 2 つの重大な問題があります。それは、実質的には応益負担を残し、利用者負担の額もそのままにして応能負担と言い換えようとした点。また、支援を分断し、結局は利用者の処遇悪化となっている日払い方式を存続する点であり、この存続理由をあることか「利用者にとってのメリットを考え」としていることです。このような根本的な問題を残した改正案には、到底賛成できない、ということを訴訟原告の立場からも指摘させていただきます。

冒頭申し上げた権利侵害の 2 つ目の問題であるヘルパー支給量の問題については、原告当事者から支援費制度時に支給されていた時間数については、一日も早く支給量を元に戻して欲しいという訴えがあります。こうした問題についても新法づくりを待つだけでなく、自治体まかせにしない国としての暫定的な措置など何らかの手立てを講じていただきますよう、併せてお願いいたします。

最後に、総合福祉法のあり方についての要望などについては、訴訟原告それぞれが同法の問題について改善事項を今回提出しております陳述書に記載しておりますので、ぜひ、障害のある当事者の意見として、今後の施策に反映していただきますよう、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。